

宮口たより

豊田警察署
宮口駐在所
(0565)
35-0110

今月から施行されます

生活道路における

(令和8年9月1日～)

自動車の**法定速度**が引き下げられます!!

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

生活道路に該当する道路では、法定速度が**60 km/h**となっていたが、**9月1日から**、これらの道路での法定速度は、**30 km/h**に変更となります。



但し、中央線や車両通行帯が設けられている**生活道路に該当しない一般道路等**においては、引き続き法定速度は**60 km/h**です。

また、生活道路に該当する道路であっても、道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となるため注意が必要です。

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界の状況などをよく考え、その**状況に見合った安全な速度**で走行することを心がけましょう。

豊田警察署HP 愛知県警採用HP

アイチボリス
iOS版

アイチボリス
Android版



警察業務説明会随時開催中 (要予約)

詳細は豊田警察署警務課 (採用担当) まで

緊急時は110番 警察相談ダイヤルは#9110